

藤沢市健康経営優良法人認定促進奨励金交付要綱

制定 令和7年4月1日

(趣旨)

第1条 市長は、経済産業省が実施する健康経営優良法人認定を取得し、健康経営の周知啓発活動等を行う法人に対して、藤沢市補助金交付規則(昭和35年藤沢市規則第11号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき、奨励金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 健康経営優良法人 経済産業省が主催する健康経営優良法人認定制度において、認定された法人。従業員や求職者、関係企業や金融機関などから「従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人」として社会的に評価を受けている法人のことをいい、日本健康会議が認定する者
- (2) 大規模法人 健康経営優良法人の大規模法人部門(ホワイト500を含む)に申請をして認定を受けた者
- (3) 中小規模法人 健康経営優良法人の中小規模法人部門(ブライト500・ネクストブライト1000を含む)に申請をして認定を受けた者

(交付対象者)

第3条 奨励金の対象となる者は、市内に本社が所在する大規模法人又は中小規模法人として健康経営優良法人の申請をした法人のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 健康経営優良法人2025以降で、新たに健康経営優良法人の認定を受けた者
- (2) 健康経営の周知啓発活動に取り組む者
- (3) 市税を滞納していない者
- (4) 過去に本奨励金の交付を受けていない者

(対象経費)

第4条 奨励金の交付の対象となる経費は、健康経営の周知啓発活動等に活用するものとする。

(奨励金額)

第5条 奨励金の金額は、次のとおりとする。

- (1) 大規模法人 50,000円
- (2) 中小規模法人 30,000円

(交付申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者は、健康経営優良法人認定促進奨励金交付申請書兼同意書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 健康経営に関する周知啓発活動等事業計画書(第2号様式)
- (2) 健康経営優良法人の認定を受けたことを示す書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項に示す書類の提出は、認定を受けた日の翌年度の初日から60日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合はこの限りではない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により、奨励金の交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、健康経営優良法人認定促進奨励金交付等決定通知書(第3号様式)により、申請者に対して速やかに通知するものとする。

(奨励金の交付及び交付時期)

第8条 市長は、前条の規定により交付の決定を受けた者に対し、奨励金を交付するものとする。

- 2 奨励金の交付の決定を受けた者は、別に定める請求書を市長に提出しなければならない。
- 3 補助金の交付の時期は、規則第7条第1項ただし書の規定を適用し、事業完了前に奨励金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し及び奨励金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により奨励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した奨励金を返還させることができる。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な行為により奨励金の交付を受け、又は受けようとしたとき
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が奨励金を交付することが不適當であると認めたとき

(活動状況報告)

第10条 奨励金の交付を受けた者は、第6条第1項第1号の事業計画に基づき、事業を開始した日から年度の末日までの活動状況について、翌年度の4月末日までに健康経営に関する周知啓発活動等実施状況報告書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(備付帳簿)

第11条 規則第9条に規定する関係書類は、奨励金の交付を受けた年度の翌年

度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和10年3月31日までに、この要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。